

# マイナンバーカードと保険証の一体化について

保険証は、令和6年12月1日で発行を終了\*します

- ・12月2日からはマイナ保険証で医療機関を受診する仕組みに変わります。

※**お手持ちの保険証は**、退職等により資格を喪失した場合を除き、

**有効期限（原則令和7年12月1日）まで使用可能です。**

## 保険証廃止後の受診方法

- ・マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を使用して医療機関を受診することとなります。
- ・病院窓口で「カードリーダー」によりご自身で本人確認を行っていただきます。
- ・医療機関では、オンライン資格確認により、健康保険資格情報の確認の他、診療/薬剤情報や特定健診等情報の閲覧が可能となります。

窓口での本人確認の方法（厚労省チラシ）

## マイナ保険証で受診できるまでの流れ

### 1 事業主様の手続き

- ・組合員加入届及び被保険者資格取得届（以下「届書等」という。）に、マイナンバー、氏名、生年月日、性別、住所等の必要事項を記載し住民票等を添付のうえ、組合に提出します。

### 2 組合の資格情報登録

- ・事業主様が提出した届書等を、組合で受付した日から概ね3～4日後（土日、祝日は含まない）に組合で登録した資格情報が「オンライン資格確認等システム」に連携されます。
- ・留意事項
  - ① 届書等にマイナンバーが記載されていない場合など、組合から事業主様へマイナンバーの報告を依頼している場合は、資格情報が「オンライン資格確認等システム」に連携されるまでに日数を要します。
  - ② 資格情報が「オンライン資格確認等システム」に連携されるまで、マイナ保険証の利用はできません。

### 3 マイナ保険証の利用登録

- ・①～③いずれかの方法で登録が可能です。
  - ① ご自身のマイナポータル（スマートフォン）から行う
  - ② 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）から行う
  - ③ セブン銀行 ATM から行う
- ・ご自身のマイナポータル（スマートフォン）から資格情報を確認することができます。

## 【資格情報の確認方法】

- ① スマートフォンでマイナポータル（アプリ）のログイン画面を開いてください。
- ② 暗証番号を入力した後、マイナンバーカードをかざしてログインしてください。
- ③ 「わたし」の画面が表示されます。
- ④ 「健康保険証」を選択してください。
- ⑤ 「健康保険証」の資格情報が表示されます。

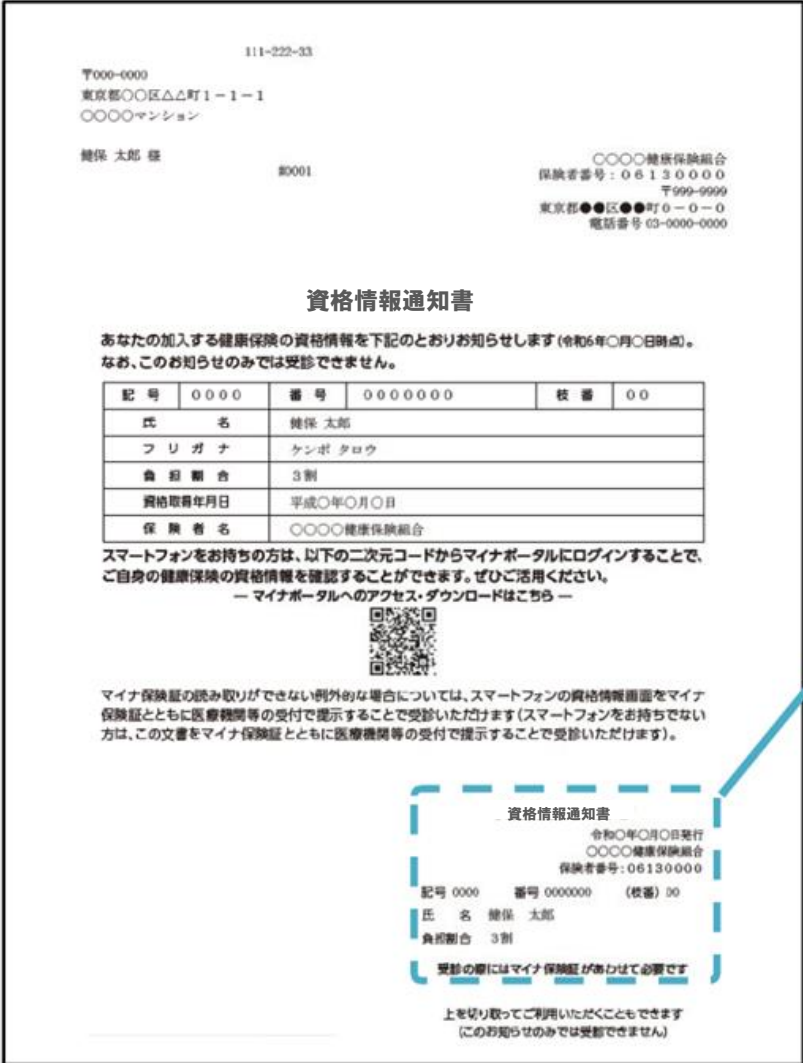
資格情報の内容	
・ 記号・番号・枝番	・ 保険者番号
・ フリガナ	・ 保険者名
・ 氏名	・ 高齢受給者証一部
・ 生年月日	負担区分
・ 性別	・ 限度額適用区分
・ 資格取得年月日	など
・ 本人・家族区分	

マイナ保険証をお持ちの方へ

資格情報通知書を交付します

- ・マイナ保険証をお持ちの方が新たに資格取得した際等に、資格情報が確認できるよう、組合におけるデータ登録後に「資格情報通知書」を交付します。
- ・資格情報通知書のみでは医療機関の受診はできません。

【資格情報通知書イメージ】



切り取って携行することが可能。

■ 厚紙の A4 サイズとします。

## マイナ保険証をお持ちでない方へ

### 資格確認書を交付します

- ・マイナ保険証を持っていない等の理由によりオンライン資格確認を受けることができない方に対し、申請により\*保険証と同様に医療機関の受診が可能な「資格確認書」を交付します。

※保険証をお持ちで、マイナ保険証の利用登録を行っていない方には、保険証の有効期限（令和7年12月1日）までに組合から「資格確認書」を交付します。

#### 【資格確認書イメージ】

国民健康保険 資格確認書		有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
記号	00-0000	番号	0000000 (枝番) 00
氏名	国保 太郎		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別	〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
組合員氏名	国保 太郎		
住所	〇〇〇〇〇〇		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇		
保険者名称	〇〇〇〇国民健康保険組合印		

- 現行の保険証と同様「カード型」、「プラスチック製」です。
- 有効期限は最長「5年」とする予定です。
- 記載項目は、現行の保険証と同様となります。

記載項目	
・記号・番号	・組合員氏名
・枝番	・住所
・氏名	・事業所名
・性別	・保険者番号
・生年月日	・保険者名
・資格取得年月日	・有効期限
・交付年月日	・発効期日

## マイナ保険証・資格確認書・資格情報通知書の比較

### ・形状・目的等

	マイナ保険証	資格確認書	資格情報通知書
形状	カード型・プラスチック	カード型・プラスチック	A4サイズ・紙
交付対象	マイナンバーカードを持っている方	マイナ保険証を持っていない方	マイナ保険証を持っている方
取得方法	マイナンバーカードを取得後、自身で利用登録	・資格取得時に申請 ・マイナ保険証を持っていない方に職権交付	・資格取得等に伴うデータ登録完了後に組合から交付
使用目的	医療機関を受診	マイナ保険証を持っていない方が医療機関を受診	資格情報の確認（給付金の申請、保健事業を利用する時）

### ・受診方法

	マイナ保険証	資格確認書	資格情報通知書
医療機関等の受診	○	○	×
前期高齢者（70歳以上）の受診	○	△ + 高齢受給者証	×
高額療養費（窓口での限度額適用）	○	△ + 限度額適用認定証	×
入院時食事療養費等の減額	○	△ + 標準負担額減額認定証	×
特定疾病の自己負担減額	○	△ + 特定疾病療養受療証	×

○：マイナ保険証、資格確認書のみで受診可能

△：資格確認書＋各種証が必要

×：資格情報通知書のみでは受診不可